

条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、当該資格者を有する者により当該入札を行わせるため、地方自治法施行令第167条の6の規定により次のとおり公告する。

平成26年 5月13日

みなかみ町長 岸 良 昌



1. 工事概要等

- (1) 工 事 名 旧ホテル関所建築物解体工事（以下「対象工事」という。）
- (2) 工 事 場 所 利根郡みなかみ町 猿ヶ京温泉 地内
- (3) 工 期 契約締結日から平成26年12月28日まで
- (4) 建 物 概 要 RC造地上7階建（地下1階）
建築面積A=1,058.78㎡、延床面積A=5,278.28㎡
- (5) 工 種 建築一式工事
- (6) 工 事 概 要 建築撤去工事 一式
電気設備撤去工事 一式
機械設備撤去工事 一式
撤去跡整備工事 一式
- (7) 最低制限価格 有
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 前 払 金 有

2. 入札参加形態 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という）による参加

3. 入札参加資格

入札に参加できる共同企業体は、次に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

(1) 共同企業体の要件

ア 構成員の数

2者又は3者とする。

イ 構成員の組合せ

ア) 3.(2)ア及びイのすべてを満たす代表構成員1者と、3.(2)アのすべてを満たす構成員1者以上の組合せとする。

イ) みなかみ町に建設業法に基づき設置された本店を有する構成員からなる共同企業体

ウ 結成方法

自由意志による自主結成方式とする。

エ 出資比率

構成員の出資比率は、構成員が2者の場合は30%以上、構成員が3者の場合は20%以上とする。

オ 存続期間

ア) 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体

当該工事の完了後3ヶ月を経過した日までとする。当該期間満了後において、当該工事の瑕疵担保責任がある場合は、各構成員が連帯してその責を負うものとする。

イ) 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体

当該工事の請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

カ 有資格者の配置

ア) 構成員のうち1者が監理技術者を配置し、他のいずれかの構成員は1級建築士又は1級建築施工管理技士を有する主任技術者を配置できること。

(2) 構成員の要件

ア 全構成員共通の要件

ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

イ) 平成26・27年度みなかみ町指名競争入札参加資格者名簿（財務規則第139条第1項に規定する名簿。以下「資格者名簿」という。）に登録されている者。

（名簿登録基準日は入札公告の日とする。）

ウ) みなかみ町の格付基準における土木一式工事の等級がA等級、又は建築一式工事の等級がA若しくはB等級である者。

- エ) 本件工事の公告日から入札日までの期間において、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱（昭和61年4月1日群馬県要綱）第2条第1項及びみなかみ町建設工事請負業者等に係る指名停止等の措置要綱（平成17年告示9号）第2条第1項に基づき指名停止の措置が講じられている期間中でない者
- カ) 退職一時金制度を導入又は中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度に加入していること。
- キ) その他みなかみ町条件付一般競争入札試行要綱（平成19年告示第86号、以下「要綱」という。）第7条に規定する資格要件を欠く者でないこと。
- ク) 構成員は、当該工事において2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

イ 代表構成員の要件

- ア) 当該工事において中心的な役割を担う者で出資比率が構成員中最大(同比率も可)の者。
- イ) みなかみ町の格付基準における建築一式工事の等級がA等級である者。
- ウ) 建設業法の規定に基づき、建築一式工事に関し特定建設業の許可を有する者。
(最新の経営事項審査結果通知書による。)
- エ) 国又は地方公共団体発注の建築一式工事について元請人とし完成した実績のある者。

4. 入札参加資格申請

入札参加申請者は、次に掲げる書類（以下「参加申請書」という。）を各構成員ごとに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに参加申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加できないものとする。

また、入札資格を認められた者であっても、入札期日に資格要件を欠いたときは、入札に参加することができない。

- (1) 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（要綱様式第1号）
- (2) 主任（監理）技術者配置予定調書（要綱様式第2号）
- (3) 同工種施工実績調書（要綱様式第3号）（3. 2）イ エ）の実績調書の様式を兼ねる）
- (4) 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
- (5) 法人（個人）住民税の完納証明書
- (6) 特定建設工事共同企業体協定書（写し）
- (7) 特定建設工事共同企業体誓約書
- (8) 委任状
- (9) 確認決定通知書を送付するための返信用封筒（定型82円切手を貼付したものを提出）

5. 参加申請書の提出等

- (1) 参加申請書の提出期間及び場所は6の表のとおりとする。
- (2) 提出方法 持参（郵送または電送は受け付けない。）
- (3) 作成方法 参加申請書は、3に規定する指定様式で作成し、ステープラー等でまとめて1冊にすること。
- (4) 提出部数 正本1部
- (5) その他 提出された参加申請書は返却しないが、入札参加資格の審査以外に無断で使用しない。また、提出期限以降の参加申請書の差替及び再提出は認めない。

6. 入札日程

手 続 等	期日・期間・期限	場 所 等
公 告 期 間	期間 平成26年 5月13日(火) から 平成26年 5月20日(火) まで	場 所 みなかみ町役場 町ホームページ
入札参加資格確認 申請書類等の交付 申請書の提出	期間 平成26年 5月19日(月) から 平成26年 5月26日(月) まで	提出場所 みなかみ町役場 総合政策課 管財G
入札参加資格確認 通 知	期日 平成26年 5月30日(金) 発送	発 送 者 みなかみ町役場 地域整備課 建設G
設計図書の閲覧 及 び 複 写 複写は有料	期間 平成26年 5月19日(月) から 平成26年 5月26日(月) まで	閲覧場所 みなかみ町役場 地域整備課 建設G
質 問 の 受 付	期間 平成26年 5月19日(月) から 平成26年 5月26日(月) まで 事業担当課へ持参	受付場所 みなかみ町役場 地域整備課 建設G
質 問 の 回 答	期日 平成26年 5月30日(金) 16時まで事業担当課で閲覧	回 答 者 みなかみ町役場 地域整備課 建設G
入 札	期日 平成26年 6月13日(金) 10時00分	入札場所 みなかみ町中央公民館 3階 会議室

注1： 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時00分から午後1時までを除く。）とする。

7. 現場説明会

現場説明会は行わない。

8. 入札の執行等

(1) 入札日時及び場所

入札書の提出期限及び場所は6の表のとおりとする。

(2) 入札の方法

- ア 入札書は封筒に入れ、入札場所に直接持参すること。(郵送又は電送による入札は認めない。)
 - イ 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
 - ウ 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応する工事費積算内訳書(要綱様式第8号)を提出すること。なお、記載内容は内訳明細を集計した工種ごとの金額を明らかにすることとし、内訳明細書及び単価表を省略することができる。(提出された工事費積算内訳書は開示することがある。)また、工事費積算内訳書は返却しない。
 - エ 入札執行回数は3回までとする。
 - オ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ※(入札書記載金額は、消費税及び地方消費税を除く。)
- カ 同価格の入札があった場合は、くじで落札者を定める。
 - キ 応札者が2者に満たない場合は、本入札は中止する。

9. 入札の無効等

- (1) 本公告に示した競争入札において、必要な資格の無い者、虚偽の記載を行った者及び入札時点で、3に規定する入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる資格の無い者の行った入札は無効とする。
- (2) 工事費積算内訳書の合計金額(消費税及び地方消費税を除く。)と入札書に記載された入札金額に相違があるときは、その入札書は無効とする。

10. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 契約保証金
当該入札において落札した者は、契約に当たって契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10以上の契約保証金又はそれに代わる担保を納めなければならない。

1 1. 契約の締結

- (1) 落札者は、落札通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札予定価格の金額が5千万円以上の場合は、みなかみ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第47号）の規定により、町議会において可決されるまでの間は、仮契約となる。

1 2. その他

上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法及び同法施行令並びに町財務規則、建設工事執行規則及び関係要綱の定めによる。

1 3. 問い合わせ先

みなかみ町後閑318番地

※申請書 みなかみ町役場 総合政策課 管財グループ

電話 0278-25-5004 FAX 0278-62-2291

※工事内容 みなかみ町役場 地域整備課 建設グループ

電話 0278-25-5019 FAX 0278-62-2291